

〔大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正〕
第二十三条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「試験研究機関等」を「試験研究機関」に改める。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第十条とする。

第十二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして（特許料の特例等）を付し、同条第四項中「特許法」の下に（昭和三十四年法律第二百一十一号）を加え、同条第九項中「第四項中「特許法」の下に（昭和三十四年法律第二百一十一号）を加え、同条を第十一条とする。

第十三条を削る。

第十四条第二項中「又は試験研究独立行政法人」及び「又は前条第一項の認定を受けた者」を削り、同条を第十二条とし、第十五条を第十三条とする。

附則第三条中「附則第三条第一項各号」を「附則第二条第一項各号」に、「第四十六条第五項」を「第四十六条第六項」に、「ついで特許法」を「ついで同法」に改める。

（独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正）
第二十四条 独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第二十一条第一項及び第二項並びに第四十条第一項」を「第三十五条第一項から第三項までの規定による立入検査及び第五十四条第一項」に改め、「立入検査」の下に（同法第三十三条第一項又は第三十七条第六項の認証を行う登録認証機関に関するものを除く。）を加え、「第四十二条第一項第八号」を「第五十六条第一項第八号」に改め、「による検査」の下に（同法第三十三条第一項又は第三十七条第六項の認証を行う登録認証機関に関するものを除く。）を加え、同項第六号中「並びに」を「及び」に改める。

（産業技術力強化法の一部改正）
第二十五条 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「以下同じ」を削る。

第十六条中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第十七条の前の見出し並びに同条及び第十八条を削り、第十九条を第十七条とする。

附則第二条を削る。

附則第三条第一項中「ついで特許法」の下に（昭和三十四年法律第二百一十一号）を、「（国立大学法人法）」の下に（平成十五年法律第百二十二号）を、「大学共同利用機関法人」の下に（国立大学法人法）の下に（平成十五年法律第百二十二号）を、「第三号において同じ。」を加え、「この条」を「この項」に改め、同項第二号中「第四十六条第五項」を「第四十六条第六項」に改め、同項第三号中「大学等研究者」の下に（学校教育法）第一条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同条に規定する高等専門学校、校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は大学共同利用機関法人の長若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者をいう。）を加え、同条第二項中「第十七条」を「同法第九十九条の二及び第九十五条の二の二」に改め、同条を附則第二条とする。

（学校教育法の一部を改正する法律の一部改正）
第二十六条 学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この法律の規定による改正後の」を削り、同条第十六号を同条第十七号とし、同条第十五号中「第十七条」を「附則第二条」に改め、同条第十六号とし、同条第十四号を第十五号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第九十九条の二

（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の一部改正）
第二十七条 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条から第十三号までを一条ずつ繰り上げる。

第十四条第一項中「第十二条」を「第十一条」に改め、同条を第十三条とする。

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正）
第二十八条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十条 削除

第二十九条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

（福島復興再生特別措置法の一部改正）
第三十条 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項中「以下同じ」を「次項第四号及び第八十六条において同じ」に改め、同条第三項中「次に」を「ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究を行う事業に関する次に」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 当該事業の内容及び実施主体
- 二 その他当該事業の実施に関し必要な事項

第八十一条第四項中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に、「同項第一号又は第二号イの」を「同項第一号に掲げる」に改め、同条第七項中「第八十四条若しくは」を削る。

第八十四条を次のように改める。

第八十五条中「第八十一条第三項第二号に掲げる」を「第八十一条第三項に規定する」に、「同号」を「同項」に改める。

（特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の一部改正）
第三十一条 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第九条」に、「第十二条―第十五条」を「第十条―第十三条」に、「第十六条」を「第十四条」に改める。

第十条及び第十一条を削る。

第十三条中第十二条を第十条とし、第十三条から第十五号までを二条ずつ繰り上げる。

第十六条第一項中「第十四条」を「第十二条」に改め、第四章中同条を第十四条とする。

（産業競争力強化法の一部改正）
第三十二条 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中「を」を加え、同条第三項中「該当する者」の下に（同法第十八条の二の政令で定めるものを除く。）を加える。

（環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）
第三十三条 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中特許法第三十条第一項及び第二項の改正規定を削る。

附則第二条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「施行日」を「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）」に、「新特許法」を「第二条の規定による改正後の特許法」に改め、同項を同条とする。